

平成25年兵庫県立大学工学研究科規程第24号

兵庫県立大学工学研究科進路指導委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、兵庫県立大学工学研究科教授会規程（平成25年兵庫県立大学工学研究科規程第2号）第8条第2項の規定に基づき、工学研究科進路指導委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、学生の進学・就職等に関する事項を審議する。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 工学研究科長（以下「研究科長」という。）
- (2) 姫路工学キャンパスキャリアセンター長
- (3) 工学部の各コースから選出された委員（教授）各1名
- (4) 各コースが必要と認めた場合は、前号の委員のほかに委員（教授または准教授）を1名置くことができる。

(任期)

第4条 前条第1項第3号及び第4号の委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に、委員長を置く。

- 2 委員長は、第3条第1項第2号の委員をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。ただし、各コースの議決権は1とする。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めた場合は、委員会の同意を得て、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、工学研究科に係る事務組織において行う。

(規程の改正)

第9条 この規程の改正は、工学研究科教授会の意見を聴いた上で研究科長が行う。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員会の意見を聴いた上で委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際、現に委員である者は、この規程によって選出されたものとみなし、その任期は、平成26年3月31日までとする。

附 則 (平成27年3月18日一部改正)

(施行期日)

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年1月17日一部改正)

(施行期日)

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。